

# 1. 水道料金・受水分担金

## (1) 水道料金

適用期間		平成9年7月1日～			
口径別 \ 事項		基本水量	基本料金	超過料金 (1 m3につき)	
普通栓	口径40mm未満 の給水装置	0～ 8m3	630円	9～ 20 m3	131円
				21～ 30 m3	165円
				31～ 40 m3	204円
				41～ 50 m3	233円
				51～100 m3	252円
				101 m3以上	262円
	口径40mm以上 の給水装置	0～ 30m3	口径 40mm 6,499円	31～ 40 m3	204円
			50mm 7,566円	41～ 50 m3	233円
			75mm 8,051円	51～100 m3	252円
			100mm 8,536円	101 m3以上	262円
150mm以上10,961円					
特殊栓	浴場給水装置	0～ 100m3	5,820円	101 m3以上	48円
	共用給水装置	0～ 8m3	388円	9 m3以上	58円
	臨時給水装置	0～ 1m3	679円	2 m3以上	679円
	特殊給水装置	0～30,000m3	6,790,000円	30,001 m3以上	262円

注・消費税及び地方消費税相当額抜き

## (2) 受水分担金

(単位：円)

議決年月日	平成9年3月28日
口径別\適用期間	平成9年7月1日～
13ミリメートル	135,000
20ミリメートル	174,000
25ミリメートル	349,000
40ミリメートル	1,261,000
50ミリメートル	2,522,000
75ミリメートル	5,044,000
100ミリメートル	10,088,000
150ミリメートル	25,220,000
200ミリメートル	※50,440,000
250ミリメートル	※100,880,000

※は管理者の権限を行う市長が定める額 (分担金徴収規程第9条)

注・消費税及び地方消費税相当額抜き